

高等職業訓練促進給付金等事業のお知らせ

●高等職業訓練促進給付金等事業とは

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職の際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、1年以上養成訓練機関に通う場合、支給要件を満たせば、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という）や高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という）を給付します。

●支給要件

大分県内の町村部に在住し20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件のすべてに該当する方。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- 2 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であること。

●対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、理容師、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

●給付の対象期間

修業期間の全期間（上限48ヶ月）

●給付額

- 1 訓練促進給付金
市町村民税非課税世帯：100,000円/月
市町村民税課税世帯：70,500円/月
- 2 修了支援給付金
市町村民税非課税世帯：50,000円
市町村民税課税世帯：25,000円

●給付を受けるには

- ・受講開始前に県保健所地域福祉室にご相談ください。支給要件や手続きについて説明をいたします。
- ・下記のとおり、申請を行ってください。後日、支給の可否を通知します。

1 訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式）を提出する。
添付書類：対象者及び児童の戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、
児童扶養手当証書の写し、課税証明書、入校証明書など
修業を開始した日以降に行う。

2 修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式）を提出する。
添付書類：対象者及び児童の戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、
児童扶養手当証書の写し、課税証明書、修了証明書の写しなど
修了日を経過した日以降（修了日から起算して30日以内。ただし、准看護師養成

機関を修了後、引き続き訓練促進給付金の支給を受けて看護師養成機関で修業する場合は、看護師養成機関修了後。) に行う。

●給付金の支給

1 訓練促進給付金

請求に基づき、原則として3か月分をまとめて支給する。(口座振込)

(例：4月から6月分は7月支給、7月から9月分は10月支給)

2 修了支援給付金

請求に基づき、支給(口座振込)する。

●給付決定後の手続

1 訓練促進給付金

3か月に1度、高等職業訓練促進給付金等支給請求書(第3号様式)を提出する。

添付書類：出席状況証明書

2 修了支援給付金

支給決定後、高等職業訓練促進給付金等支給請求書(第3号様式)を提出する。

3 共通

市町村民税の課税区分が変更された場合は、課税証明書を提出する。

次のいずれかに該当した場合は、高等職業訓練促進給付金等変更及び受給資格喪失届(第4号様式)を知事へ提出する。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合
- ・大分県内の町村部に在住しなくなった場合
- ・修業を取りやめた場合 など

●注意事項

- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金など、趣旨を同じくする他制度の給付を受けている場合は対象としない。
- ・過去に訓練促進給付金の給付を受けた者には支給しない。
- ・保育士及び介護福祉士については、求職者支援制度を活用すること。
- ・月の初日から末日まで1日も出席しなかった場合は、支給しない(カリキュラムに組み込まれている場合を除く。)
- ・偽りなどにより支給を受けた場合は、返還を求めます。

●参考

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>

●問い合わせ先

姫島村、日出町にお住まいの方

東部保健所地域福祉室 〒879-1506 速見郡日出町字仁王山3531-24

電話0977-72-2327

九重町、玖珠町にお住まいの方

西部保健所地域福祉室 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1

電話0973-72-9522